

公立大学法人沖縄県立芸術大学特任教員給与規程

令和6年3月27日
沖芸大規程第147号

目次

- 第1章 総則（第1条—第2条）
- 第2章 給料（第3条—第4条）
- 第3章 手当（第5条—第6条）
- 第4章 雑則（第7条—第8条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、公立大学法人沖縄県立芸術大学特任教員就業規則（令和5年沖芸大規則第8号。以下「特任教員就業規則」という。）第11条の規定に基づき、特任教員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において「特任教員」とは、特任教員就業規則第2条に規定する特任教員をいう。

第2章 給料

（給料の額）

第3条 特任教員の給料月額は、その者の職務の級に応じて、別表に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が別段の措置を講ずる必要があると認める特任教員を雇用する場合は、その者の給料月額を個別に定めることができる。

（給料の調整額）

第4条 特任教員には、公立大学法人沖縄県立芸術大学職員給与規程（令和3年沖芸大規程第14号。以下、「職員給与規程」という。）第13条の規定の例により給料の調整額を支給する。

第3章 手当

（諸手当）

第5条 特任教員には、職員給与規程第15条から第18条まで、第20条から第23条まで、第25条の例により管理職等手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当を支給する。

（期末手当及び勤勉手当）

第6条 特任教員に対する期末手当及び勤勉手当の支給については公立大学法人沖縄県立芸術大学職員期末手当及び勤勉手当に関する規程（令和3年沖芸大規

程第16号。以下、「賞与規程」という。)の規程を適用する。

- 2 賞与規程の適用にあつては、賞与規程第6条の2第1項中「100分の122.5」とあるものは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるものは「100分の58.75」と読み替え、賞与規程第12条第1項第1号中「100分の102.5」とあるものは「100分の48.75」と、「100分の122.5」とあるものは「100分の58.75」と読み替える。

第4章 雑則

(休職者の給与)

第7条 特任教員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、公立大学法人沖縄県立芸術大学職員就業規則（以下、「職員就業規則」という。）第14条第1項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 特任教員が結核性疾患にかかり職員就業規則第14条第1項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 特任教員が前2項以外の心身の故障により、職員就業規則第14条第1項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 特任教員が職員就業規則第14条第1項第2号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、これに給料の100分の60以内を支給することができる。
- 5 特任教員が前4項以外の職員就業規則第14条の規定で定める理由のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 職員就業規則第14条の規定により休職された特任教員には、他に別段の定めがない限り、前5項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する特任教員が、これらの規定に規定する期間内で職員就業規則第25条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により別に定める日にそれぞれ第2項、第3項又は第5項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。
- 8 前3項に規定するもののほか、給与の支給に関し必要な事項は、職員給与規定の適用を受ける職員の例による。

(準用)

第8条 特任教員に対する給与の支給については、職員給与規程第2条から第5条まで、第13条から第14条まで、第30条の規定を準用する。

附 則（令和6年3月27日理事長決裁）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の規定により別に定めるものとされている事項については、これに関する定めがなされるまでの間、沖縄県及び沖縄県人事委員会の関係例規及び通知等を準用する。
- 3 特別の事情によりこの規程の規定によることができない場合で必要があると認めるときは、沖縄県及び沖縄県人事委員会の関係例規及び通知等を準用することができる。

別表

(円)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
職 務	特任助教	特任講師	特任准教授	特任教授
給料月額	283,800	294,800	316,800	401,000